

平成二十六年第一回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

平成 26 年第 1 回定例会 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録第 1 号
平成 26 年 2 月 21 日（金曜日）

○議事日程 第 1 号

平成 26 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成 26 年 2 月 21 日（金曜日） 午後 2 時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
(諸般の報告)
- 第 4 議案第 1 号 専決処分の承認について
(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について)
- 第 5 議案第 2 号 平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 6 議案第 3 号 平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第 4 号 平成 25 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 議案第 5 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 6 号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 7 号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 陳情第 1 号 青森県後期高齢者医療保険料の改定に関する陳情書
- 第 12 青後広監第 1 号 定期監査報告
- 第 13 青後広監第 2 号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14 名）

- 1 番 丸 野 達 夫 君
- 4 番 村 上 啓 二 君
- 5 番 平 山 誠 敏 君

6番	小山田	久	君
7番	舩見	亮悦	君
9番	山本	清秋	君
10番	田中	友彦	君
12番	桂田	正春	君
13番	山田	年伸	君
14番	安田	弘	君
15番	中谷	純逸	君
17番	蛸島	敏春	君
19番	竹原	義人	君
20番	木村	勝彦	君

○欠席議員（6名）

2番	葛西	憲之	君
3番	小林	眞	君
8番	宮下	順一郎	君
11番	森内	勇	君
16番	梅村	毅	君
18番	太田	健一	君

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	鹿内	博	君
副広域連合長	舘岡	一郎	君
代表監査委員	山形	博	君
事務局長	小林	順一	君
会計管理者	石澤	淳一	君
業務課長	西澤	徹	君

○出席書記氏名

書記長	横内	逸雄
書記	磯野	裕子
書記	葛西	孝徳

午後 2 時開会

○議長（丸野達夫君） これより、平成 26 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会議定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 議席の指定

○議長（丸野達夫君） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選された小林眞議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において、小林眞議員を 3 番に指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（丸野達夫君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、14 番安田弘議員及び 15 番中谷純逸議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（丸野達夫君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（丸野達夫君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（丸野達夫君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議員異動報告書のとおりであります。

日程第 4 議案第 1 号 専決処分の承認について（青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について）～

日程第 10 議案第 7 号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（丸野達夫君） 日程第 4 議案第 1 号「専決処分の承認について」から日程第 10

議案第7号「青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」までの計7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 平成26年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議案の概要について御説明を申し上げる前に、一言ごあいさつを申し上げます。

我が国の医療費は年々増加しており、平成23年度の国民医療費は38兆5000億円を超え、前年度から1兆1000億円、3.1%増加し、過去最高を更新したほか、後期高齢者医療費も13兆3000億円と初めて13兆円を突破しております。

当広域連合におきましても、平成20年度の後期高齢者医療制度発足時は1311億円ほどだった医療費が、平成24年度には、1535億円余りとなり、4年間で224億円、17.1%増加し、今後も被保険者数の増に伴い医療費の増加は免れない状況にあります。

このような中、医療や介護など社会保障全般にわたる改革の検討項目と実施時期を定めた「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」いわゆる「社会保障制度改革プログラム法」が、昨年12月の臨時国会で可決・成立し、施行いたしました。

このプログラム法を踏まえ、医療提供体制及び医療保険制度改革に係る平成26年度政府予算案を、昨年12月24日に閣議決定したところであります。

政府予算案では、国保及び後期高齢者医療制度の保険料に係る低所得者の負担を軽減する措置については、均等割額9割、8.5割などにかかわる軽減特例措置の継続に要する費用、保険料（税）の5割軽減及び2割軽減の対象者の拡大に要する費用などを、また、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等については、高額療養費の見直しに要する費用のほか、70歳から74歳までの者の一部負担金が1割から2割になることに伴い、既70歳到達者に対する特例措置に要する費用などが予算措置されております。

また、後期高齢者支援金の全面報酬割や高齢者医療の費用負担のあり方といった課題については、今後、総理を本部長とする「社会保障制度改革推進本部」と、有識者で構成される「社会保障制度改革推進会議」において、検討や調整が行われることとなります。

当広域連合といたしましては、引き続き国の動向を注視しながら、高齢者の健康づくりや医療費適正化対策など、保険者機能の充実により一層努力し、円滑で安定した運営に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした中にありまして、今年度は、制度上2年ごとに見直すこととされております、平成26年度及び平成27年度の保険料率の算定を行うこととなりますが、当広域連合といたしましては、被保険者の皆様に不安を生じさせることがないように、可能な限り保険料の上昇を抑制することが必要であるとの認識のもと、国の方針や先般実施しました運営懇談会のご意見等を踏まえ、経費の節減及び今年度の剰余金を活用し、現行の保険料率と同

額・同率となる保険料率を設定したところであります。

いずれにいたしましても、高齢者の方々が、お住まいの地域で、安心して医療を受けることができるよう、構成市町村との連携をより一層密にし、広域連合としての運営責任を果たしてまいる所存でございますので、議員の皆様には、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第1号の専決処分の承認についてであります。

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、平成25年12月6日に専決処分したものであります。

平成26年4月1日から、青森県市町村総合事務組合に弘前地区消防事務組合を加入させることから、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、青森県市町村総合事務組合から協議を求められたものであり、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分したものであります。

何とぞ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第2号平成26年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

平成26年度の予算総額は4億6063万余円となり、平成25年度の予算総額と比較しますと、3805万余円の減となっております。

まず、歳入の主なる内容について御説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金については、市町村からの共通経費負担金として4億4552万余円を計上いたしました。

第3款繰入金については、財政調整基金からの繰入金として1000万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なる内容について御説明申し上げます。

第1款議会費については、議会運営に要する経費として108万余円を計上いたしました。

第2款総務費については、広域連合の運営に要する経費や特別会計への繰出金として4億4955万余円を計上いたしました。

主なものといたしましては、派遣職員等人件費1億4061万余円、事務室借上料等の管理費2890万余円、特別会計への繰出金2億8003万余円となっております。

以上が平成26年度一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第3号平成26年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成26年度の予算総額は1528億6221万余円となり、平成25年度の予算総額と比較しますと、8億7085万余円の増となっております。

まず、歳入の主なる内容について御説明申し上げます。

第1款市町村支出金については、被保険者からの保険料及び市町村の療養給付費の定率負担金等として237億9348万円を計上いたしました。

第2款国庫支出金については、国の療養給付費の定率負担金、高額医療費負担金及び調整交付金等として533億6194万余円を計上いたしました。

第3款県支出金については、県の療養給付費の定率負担金及び高額医療費負担金等として126億9082万余円を計上いたしました。

第4款支払基金交付金については、若年層からの支援金である支払基金からの交付金として607億4953万余円を計上いたしました。

第5款特別高額医療費共同事業交付金については、国保中央会からの交付金として1954万余円を計上いたしました。

第7款繰入金については、一般会計、臨時特例基金及び財政調整基金からの繰入金として21億4203万余円を計上いたしました。

次に、歳出の主なる内容について御説明申し上げます。

第1款総務費については、電算処理システムや医療費通知に要する経費及び平成26年度の保険料軽減措置の財源とするための臨時特例基金への積立金など13億5943万余円を計上いたしました。

第2款保険給付費については、療養の給付に要する経費及び審査支払手数料など1510億605万円を計上いたしました。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金については、国保中央会への拠出金として2248万円を計上いたしました。

第4款保健事業費については、市町村への健康診査事業委託料として3億5174万余円を計上いたしました。

以上が、平成26年度後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第4号平成25年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成25年度保険給付費の決算見込額について精査した結果、現計予算額を下回ることが見込まれることから、その財源となる国、県、市町村支出金及び支払基金交付金の応分額とあわせて調整するものであります。

また、平成25年度保健事業費の決算見込額について精査した結果、現計予算額を下回ることが見込まれることから、その財源となる国庫補助金の応分額とあわせて調整するものであります。

その結果、今回の補正額は、32億1830万余円の減額補正となり、予算規模は1511億6709万余円となります。

次に、議案第5号青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青森県人事委員会からの「平成24年職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づく青森県職員の給与改定に準じ、55歳を超える職員の昇給制度の見

直しを行い、「平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づく青森県職員の給与と改定に準じ、四輪の自動車を使用する職員の通勤手当の額を改正しようとするものであります。

次に、議案第 6 号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料率の設定及び、保険料の賦課限度額の引き上げ、並びに保険料軽減の継続及び軽減対象を拡大するため、所要の改正をしようとするものであります。

最後に、議案第 7 号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定については、国の保険料軽減策の継続に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。十分ご審議の上、原案どおり御議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（丸野達夫君） 議案第 1 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

議案第 1 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 1 号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号については、承認することに決しました。

議案第 2 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

議案第 2 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 2 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。
議案第3号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。
議案第3号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。
議案第4号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。
議案第4号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。
議案第5号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。
議案第5号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

議案第6号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

議案第6号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

議案第7号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

議案第7号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

日程第11 陳情第1号 青森県後期高齢者医療保険料の改定に関する陳情書

○議長（丸野達夫君） 次に、日程第11 陳情第1号「青森県後期高齢者医療保険料の改定に関する陳情書」については、お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり平成26年1月30日に受理した陳情であります。

これについては、後期高齢者医療保険料の引き上げを行わないことを求める陳情でありますので、議案第6号と同趣旨であることから議案第6号の採決の結果をもって採択とすべきものとみなします。

日程第12 青後広監第1号 定期監査報告

日程第13 青後広監第2号 例月出納検査報告

○議長（丸野達夫君） 日程第12 青後広監第1号「定期監査報告」及び日程第13 青後広監第2号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

○議長（丸野達夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（丸野達夫君） 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 平成26年第1回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、慎重なる御審議の結果、原案どおり、専決処分の承認を初め、平成26年度当初予算、本年度の補正予算及び条例の一部改正についての御議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

当広域連合には、高齢者の方々が安心して生活ができるよう、制度をしっかりと運営し、医療の確保に努めるという重要な任務がございます。

今後におきましても、運営主体としての責任を果たしてまいり所存でありますので、議員の皆様には、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、皆様には、後期高齢者医療広域連合議員のお立場のみならず、それぞれの構成市町村の長または議会議長さんとして、これから3月の当初予算議会が予定されているところでございます。どうぞ御健勝でますます御活躍されますように、そして、それぞれの市町村の一層の御発展を祈念申し上げ、お礼のあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

閉 会

○議長（丸野達夫君） これにて、平成26年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時21分閉会

署名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議長 丸野達夫

議員 安田弘

議員 中谷純逸